

千葉県告示第792号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定及び指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年9月27日

千葉市長 神谷俊一

1 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 指定

訪問看護

名称	所在地	指定期間
訪問看護ステーション「さくら咲くはなみがわ」	千葉県花見川区畑町865メ ゾン中台102	令和5年10月1日から 令和11年9月30日

薬局

名称	所在地	指定期間
ドラッグセイムス土気駅前薬局	千葉県緑区あすみが丘1-20-4	令和5年10月1日から 令和11年9月30日
クリエイト薬局稲毛長沼店	千葉県稲毛区长沼町286-1	令和5年10月1日から 令和11年9月30日

(2) 指定更新

薬局

名称	所在地	指定期間
あけぼの薬局 都賀店	若葉区西都賀2-5-7	令和5年10月1日から 令和11年9月30日
ウエルシア薬局 千葉武石店	花見川区武石町2-616	令和5年10月1日から 令和11年9月30日